

平成22年第17回教育委員会記録

平成22年9月21日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年9月21日(火) 午後2時01分～午後2時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 社会教育課長 植田 敏郎

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広

中央図書館次長 堀川 直美

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一

担当書記 島崎 和也

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第88号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

(報告事項)

(1) 学校事務職員による損害賠償請求事件について

- (2) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第88号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正

する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

(1) 学校事務職員による損害賠償請求事件について・・・・・・・・ 5

(2) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について・・・・ 5

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 5

委員長 それでは、ただいまから平成22年第17回、杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が1件、報告事項が3件となっております。

それでは、早速、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第88号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第88号につきましてご説明申し上げます。

社会教育センターでは、施設の利用の目的・用途に応じまして、備え付け器具を設置しまして利用に供しております。

この度、利用者の利便性の向上を図るため、新規にデジタルオーディオレコーダーを設置することといたしました。

従来、楽器演奏等を録音する場合には、アナログ式のカセットデッキ等を使用してまいりましたが、デジタルオーディオレコーダーは、より明瞭に録音でき、音が劣化しないようコンパクトディスク等にデジタル録音ができるものでございます。

3枚おめくりいただきまして、「新旧対照表」の1ページをご覧ください。別表第二に、備え付け備品として、デジタルオーディオレコーダーを加え、使用料は、杉並区使用料・手数料等検討委員会の検討結果に基づきまして、1回100円としてございます。

その他に、使用申請書及び使用承認書の書式を改めてございます。

最後に、施行期日ですが、平成22年10月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましょうか。

これは、プレーヤーだけで、自分でそれを録画をしたり録音したりすることができるんですか。

庶務課長 録音のみですが。

委員長 録音のみ。どうぞ。

社会教育スポーツ課長 再生と録音ができるというものでございます。

庶務課長 録音する場合には、自分で。

委員長 コンパクトディスクを持ってくるんですか。

社会教育スポーツ課長 特殊な機械でございまして、大体、専門の操作する方がつくということで使用していただくものでございます。

委員長 ディスクは自分で持ってきて、録音するということですね。

社会教育スポーツ課長 はい、そうでございます。

委員長 ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、この議案第88号は、原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議はありませんので、議案第88号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入ります。

「学校事務職員による損害賠償請求事件について」の説明を、教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 私からは、「学校事務職員による損害賠償請求事件について」、平成22年9月1日に判決の言い渡しがありましたので、概要を報告させていただきます。

この事案は、杉並区立小学校に都費事務職員として勤務していた原告が、同校の校長から裁量権を濫用した低い勤務評定など、職務上の地位を利用した日常的な嫌がらせを受けたとして、杉並区に対し330万円及びこれに対する平成21年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めたものでございます。

判決では、原告の請求が棄却され、区側の勝訴となりました。

その理由の骨子は、「校長が行った評定は、重要な事実の基礎を欠くということとはできず、社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くということもできないことから、裁量権の濫用があるとは認められない」ということ。

そして、「校長が、職務上の地位を利用して日常的に嫌がらせを行っていたことを認めるに足りず、違法な嫌がらせがあったという原告の主張は採用することができない」ということでございます。

なお、東京地方裁判所に確認したところ、原告はこの判決を不服とし、9月10日に控訴したとのことです。

簡単ですが、私からの報告は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明についてのご質問、ご意見はございませうか。

ございませんか。

それでは、結構でございます。

次の報告事項に移ります。「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」及び

「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」ご報告申し上げます。

今般、当該施設の指定管理者であります1団体、1共同事業体から、年末年始の開場、年始特別営業について協議の申し出があったものでございます。

これにつきまして、施設利用者の利便性の向上及びスポーツ振興に寄与すると判断いたしまして、申請を認めることにしております。

なお、この事業につきましては、平成18年度から行われているものでございます。

まず、資料のほうをご覧ください。1番、年末の開場についてでございますが、通常は12月27日まででございますけれども、今回の申請で、12月28日火曜日、午前9時から午後5時の営業もするものでございます。

実施施設につきましては、記載の7施設でございます。

また、上井草スポーツセンターにつきましては、12月28日、午前9時から夜は午後9時までの延長ということで申請の協議が出されたものでございます。

2番目、年始の開場についてでございますが、通常は1月5日からの営業でございます。今回、指定管理者のほうから、1月4日、午前9時から午後9時までの営業が申請されまして、それを認めるものでございます。

実施施設につきましては、記載の8施設でございます。

3番目、年始特別営業について。こちらは、指定管理者であります杉並区スポーツ振興財団の方から出されたものでございます。

23年1月3日月曜日、午前10時から午後4時まで営業するものでございます。

実施施設は、記載の4施設でございます。

なお、この日は利用料は無料といたしまして、運動場は主に凧揚げなどの個人開放、また、屋内施設は種目を決めての個人開放の実施を予定しているものでございます。

4番目、区民への周知につきましては、広報すぎなみ、区ホームページ等の掲載をしまして、幅広く区民に周知してまいるものでございます。

1点目につきましては以上でございます。

続きまして、2点目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、8月承認分のご報告を申し上げます。資料の表をご覧ください。

8月分につきましては、計33件でございます。そのうち、定例が24件、新規が9件でございます。

また、33件中、共催が5件、後援が28件ございます。

続きまして、新規承認分につきましてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきます。社会教育スポーツ課の所管の部分でございます。こちら、5件、新規でございます。いずれも後援です。

1番、2番、3番、5番につきましては、例年、杉並公会堂で九条の会が開催していましたが、後援事業につきまして、主催者のほうから、今年度から区内4カ所に分けて開催するという説明を受けております。新規という扱いで受付をしているものでございます。1番目、井の頭沿線九条の会による「憲法の夕べー紛争から平和へー」、2番目、2010杉並・憲法の夕べ 10.1集会実行委員会による「2010杉並・憲法の夕べ 10.1集会」、3番目、2010杉並・憲法の夕べ 東部地域のつどい実行委員会による「2010杉並・憲法の夕べ 東部地域のつどい」、1つ越しまして5番目、2010杉並・憲法の夕べ 西北地域のつどい実行委員会によります「2010杉並・憲法の夕べ 憲法から沖縄を知ろう」、以上4件が、例年の九条の会の催しの地域への分散化の後援事業でございます。

4番目、自然愛護会杉並が主催いたします「井荻村の偉人、内田秀五郎氏の足跡を訪ねる」ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏の方になります。社会教育センター所管の部分でございます。新規が1件、共催でございます。

NPO法人八成グループによります「こんにちは 赤ちゃん」という事業で、妊婦またその家族を対象にして、地域の中での育児を楽しむ学習会ということでございます。

続きまして、3ページ、庶務課所管の部分でございます。新規は2件ございまして、いずれも後援でございます。

1件目、すぎなみNPOフェスタ実行委員会による「すぎなみNPOフェスタ2010」。

2件目、高円寺フェス実行委員会によります「高円寺フェス2010 200店舗の大文化祭」でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、最後、4ページでございます。中央図書館所管分でございます。なお、この件につきましては7月承認分のご報告漏れでございます。まことに申し訳ございません。1件、新規、後援でございます。

ちいさなひとのえいががっこうによる「子ども映画会『アルプスの少女ハイジ』」でございます。

私のほうから、ご報告は以上でございます。

委員長 今、2件報告がございましたが、初めのほうのスポーツ施設の年末年始について、何かご

意見はございましょうか。ご質問はありませんか。

それでは、その後の共催・後援名義使用については、何かございますか。

宮坂委員 参考までにちょっとお伺いしたいんですけども、今回、新規を見ますと、九条の会、憲法に関する集いが結構見られるんですが、憲法につきましては、様々な考え方がありますので、1つの考え方に対してそれを発表するとか講演をするということに対して後援をするということは、特に問題はないのでしょうか、杉並区として。

社会教育スポーツ課長 後援名義の承認規定の中に、政治色、政治活動、また宗教活動等、列記されております。それに基づいて、申請された資料等また口頭等で確認しております。したがって、特に偏ったものではないということで後援の名義を承認したものでございます。

宮坂委員 わかりました。

委員長 他に、何かございますか。

それでは、何もありませんので、結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、これで報告事項の聴取を終わります。

これで、本日予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、ございますか。

庶務課長 次回の定例会の日程でございます。10月13日水曜日、午後2時からを予定してございます。よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 それでは、本日の会議をこれで閉じます。どうもありがとうございました。